古賀市立小·中学校PTCA連合会事業補助金交付要綱

令和7年5月28日 教育委員会告示第8号

(趣旨)

第1条 この要綱は、古賀市立小・中学校PTCA連合会活動の連携を深め、 学校、地域、家庭における児童、生徒の健全育成に寄与するため、古賀市立 小・中学校PTCA連合会事業補助金(以下「補助金」という。)を交付する ことについて、古賀市教育委員会補助金交付規則(令和2年規則第2号)に 定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、古賀市 立小・中学校PTCA連合会とする。

(補助対象事業)

- 第3条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次 に掲げるものとする。
 - (1) 研修事業
 - (2) 環境美化事業
 - 2 前項の規定にかかわらず、市から他の補助金を受けている、又は受ける 予定がある事業は、補助金の交付対象としない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、別表に掲げる経費とする。

(補助金額等)

- 第5条 補助金額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(その額に1,
 - 000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とし、予算の範囲内 において教育長が定める。ただし、上限額は、
 - 300,000円とする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(効力)

- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。なお、終期到来 後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判 断するものとする。
- 3 この告示の執行前にした行為については、前項の規定にかかわらず、同項 に規定する日後も、なおその効力を有する。

別表 (第4条関係)

科目	内容
報償費	講師謝礼、役務の提供等に対する謝礼
使用料及び賃借料	施設使用料、冷暖房使用料、機械借上料
需用費	消耗品費、燃料費
通信運搬費	郵便料